	児童手	-	又附目	严四仍	风/出				月日		古確認 望		
平群町		殿					令和	•	•	令和	•	•	
氏名(法人名等)								生年	三月日	昭和 平成	•	•	
住所	₹		_										
法人の主事務所の所有							電話		()			
	1. 受給者	⋚が日	本国内に	住所を有	しなくな・	った							
	2. 受給者	⋚が他	の市町村	(特別区	を含む)し	こ転出した							
	3. 受給者が児童と別居することとなった(単身赴任の場合を除く)												
	4. 未成年後見人でなくなった												
	5. 父母指定者でなくなった(児童の生計を維持する父母等の帰国)												
	6. 児童について、次の事実が生じた												
消滅した	① 死亡した												
受給事由	_	② 監護しなくなった											
該当する		③ 生計を同じくしなくなった											
ものを〇 で囲んで		④ 生計を維持しなくなった ⑤ 日本国内に住所を有しなくなった(知学を理由とするものを除く)											
ください		⑤ 日本国内に住所を有しなくなった(留学を理由とするものを除く)⑥ 児童自立生活援助を受け、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院し											
	た	L 里 日	五工伯 级	別で文の、	生机寸"	(7)安山人(まだ里1	田江ル心に	区县、10万	八川石 し	\ (a)	CIPE C	
	⑦ ž	その他	1 ()					
	7. その伯	也 ()					
6 の 場	合にお	け	る児	童の	氏 名								
消 滅 事	由の	発生	主 しこ	た年)	月日	令和		•			•		
備													
考													
シ 裏面の注	意をよく	読んで	でから記	入してく	ださい。								
※印の欄字は、楷	は、記入書(かい	しなし	ハでくだ でけっ	さい。 きり書い	てくださ	SV.							
プログラ 大田	H //	しょ	(10)	COPT		. • 0							

(裏面)

注意

- 受給者が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を変更したことにより児童手当の受給 事由が消滅した場合で、その住所の変更について、転出届に児童手当の受給者であること を書いて提出した場合には、この届は提出する必要はありません。なお、6の⑦又は7を ○で囲んだ場合は、()内にその理由を具体的に記入してください。
- 全ての児童が 18歳に達する日以後最初の3月31日を経過したことにより、児童手当の 受給事由が消滅した場合、この届を提出する必要はありません。
- 「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。 3
- 6の⑥は、児童自立生活援助、委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院が2月以 内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、この届を 提出する必要はありません。

備考

- 1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。